

# 事務局だより 155号

編集・発行

公益社団法人 摂津市シルバー人材センター  
〒566-0021  
摂津市南千里丘5-35 電話 06-6381-8181  
ホームページ:「摂津市シルバー」で検索  
E-mail: settsu-sc@settsu-silver.or.jp

## 定時総会 について（ご案内）

日頃より、会員の皆様にはセンター事業に何かとご協力をいただき、誠にありがとうございます。

定時総会は、センターが行う行事や会議の中で最も重要であります。

ここに定時総会の開催についてご案内し、議案書をお届けします。この事務局だよりでは、議決権行使書（委任状に代わるもの）の提出方法などをご説明しておりますので、よくお読みいただきまして、必要な手続きを済ませてください。

シルバー人材センター役職員一同

**日程：** 令和3年5月28日（金）

**時間：** 13時00分～14時00分頃まで

**場所：** シルバーワークプラザ会議室

※理事長以下、最小限の人員で開催します。

会場へお越しになられても入場できません。

※第2部お楽しみ抽選会はありません。

**出欠：** 同封のハガキ（議決権行使書）に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

### ※重要なお知らせ

新型コロナウイルスによる感染拡大によって陽性者数が増加し、緊急事態宣言が発出されています。このような状況下で定時総会を開催するべきかどうか理事会で慎重に検討しましたが、会員の皆様の安全と健康が何よりも優先されるべきであるとの考えに至り、定時総会については昨年度に引き続き議決権行使書の提出によって行うと決定しました。

会員の皆様は、定時総会会場へご来場いただくのではなく、『定時総会議決権行使書』を提出することによって『出席』とさせていただきますので何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議決権行使書の提出、その他の手続きについては次ページ以降をご覧ください。

# 議決権行使書の提出(ご注意)

## 会員の 手順

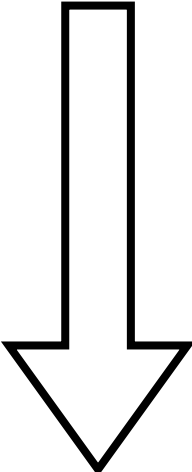
同封のハガキに必要事項を記入し、5月21日(金)必着で  
ご返送ください。

☆議案の「賛」または「否」に○をつける。

- ・議案に賛成の方は「賛」に○をつける。
- ・議案に反対の方は「否」に○をつける。
- ・「賛」「否」のどちらにも○が無い場合は、「賛」となります。
- ・「賛」「否」のどちらにも○がある場合は、無効となります。

☆太線内を記入して、投函する。

- ・会員氏名、会員番号を楷書で記入する。認め印を押印する。
- ・氏名等の記入漏れ、消せるボールペンや鉛筆等で記入された場合は無効。
- ・記入漏れ、間違い等が無いか確認して、ポストに入れる。



定時総会の各議案についてご質問等がある方は、以下の要領にて受け付けま  
す。内容により、個別または事務局だより等で回答させていただきます。また、  
回答までに時間を要することがあります。

- ・会員氏名、会員番号を明記。
- ・A4サイズの用紙1枚に、できるだけ簡潔に楷書で記入。  
様式や文字数の制限はありません。
- ・郵送、ご意見箱に投入、メール、ホームページのお問合せフォームのいずれも  
可能。5月21日(金)必着。

※公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含む場合等は、回答を差し控えます。

事務局で議決権行使書を集計します。

- ・議決権行使書の記載内容を確認し、「有効」「無効」を判定します。  
最終的な判定は、理事長が行います。
- ・有効票について、賛否を集計します。
- ・会場への入場は、理事・監事及び役員候補者に限らせていただきます。
- ・議決権行使書の有効票と出席者の合計数が、開催当日の会員数の過半数に満たない場  
合は、定時総会そのものが成立しません。  
有効票のうちで賛成票が過半数以上あれば、議案は成立(承認)します。

## 重 要

◎定時総会記念品はありません。

- ・申し訳ありませんが、今年度の定時総会記念品はありませんので、窓口へ  
お越しいただく必要はありません。

◎就業会員見舞金を支給します。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な影響を受けています。  
共働・共助の理念の下、会員厚生会の予算から就業会員見舞金を支給します。
- ・詳細は次ページをご確認ください。

# 新型コロナウイルスの感染拡大による 就業会員見舞金(お一人 3,000 円)を支給します！

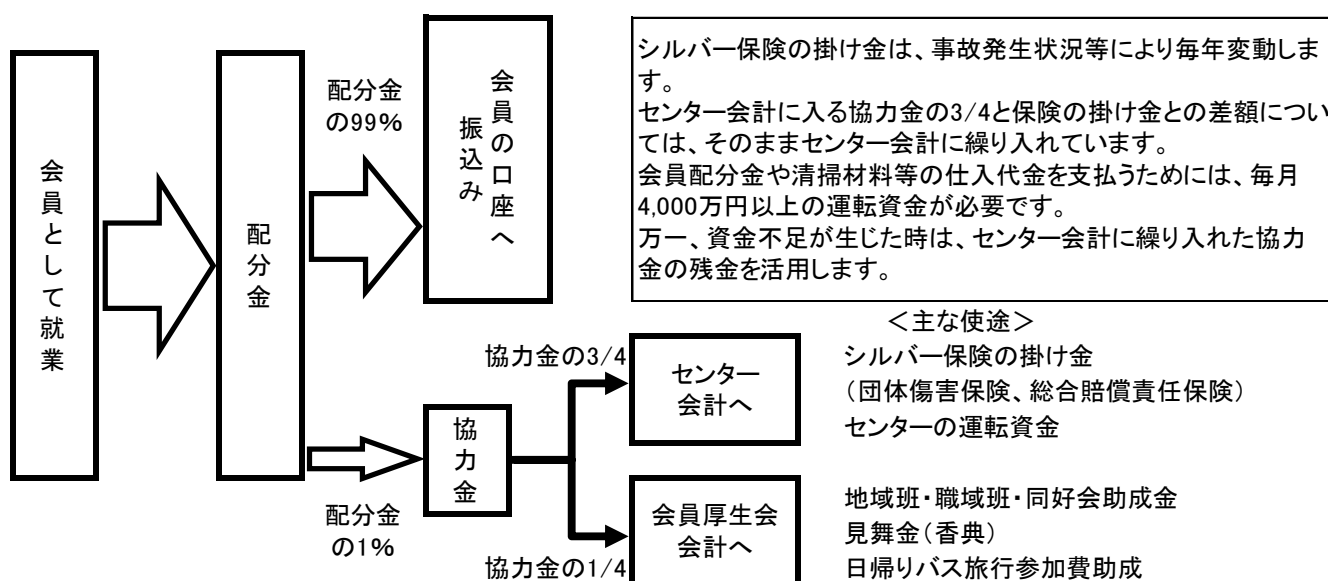
昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活は大きく様変わりしました。民間事業所からの仕事の申し込みも減少し、公共施設では開館時間の見直しを受けて就業時間が減少したところも数多くあります。今後も、どのような影響が出てくるか見当もつかず、不安は募るばかりです。

このような状況から、「共働・共助」の理念の下に運営するセンターだからこそその取り組みができないだろうか？と考えてきました。法人運営には様々な制約があり、しかも限られた収入の中で会員の皆さんのお役に立てればとの思いで、理事会や会員厚生会幹事会での検討を経て、就業会員見舞金を支給することとしました。

会員厚生会の繰越金（事業運営協力金の1/4が原資）が財源となりますので、一定の条件を満たす方が対象となります。対象者、手続き等については、以下のとおりです。なお、この見舞金を受け取るため、申請書等を提出していただく必要はありません。

<b>支給対象</b>	<p>◎センターで就業実績がある方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月から2021年5月にセンターで就業し、事業運営協力金をいただいた方。事業運営協力金の金額の大小は関係ありません。</li> </ul> <p>◎年会費納入等の手続きが完了している方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度の会員登録更新手続きが済んでいる方。</li> <li>・2021年度定時総会に、有効な議決権行使書を提出された方。</li> </ul> <p>※上記の全てを満たす方が対象です。</p>
<b>支給方法</b>	<p>◎入会時に登録された配分金振込先口座へ振り込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者を事務局で確認します。</li> <li>・会員の配分金振込先口座へ「3,000円」を振り込みます。</li> </ul> <p>※就業による配分金と一括しての振込みとなります。明細書が必要な方は、センター窓口でお受け取りください。</p>

## 事業運営協力金の仕組みについて(ご説明)



# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために



## 日常生活での注意点

- ☆ 毎日、検温する。マスク着用、手洗いやうがいを徹底する。
- ☆ 不要不急の外出を控える。
- ☆ 体調がすぐれないときは、無理をせずに休む。
- ☆ かかりつけ医等に相談し、指示に従う。

## 就業時の注意点

- ☆ マスクを着用し、できるだけ人との距離を保つ。
- ☆ 屋外作業等で人との距離を十分確保できる場合は、熱中症対策のためマスクを外す。

## ご家族が陽性で濃厚接触者であると言われたとき かかりつけ医からコロナの検査を勧められたとき



- ☆ 就業を休んで、すぐに**センター**や同僚へ連絡する。
- ☆ かかりつけ医や保健所に相談して検査を受ける。
- ☆ 検査結果をセンターへ報告する。保健所等の指示に従う。
- ☆ 完治したら、センターへ報告する。  
就業先への復帰は、センターの指示に従う。

### 検査等の問合せは…

- ◎新型コロナ受診相談センター 06-7166-9911 (24時間、無休)
- ◎大阪府民向け相談窓口 06-6944-8197 (9~18時、無休)

新型コロナウイルスによる感染拡大を防止するために、私たち一人ひとりの心掛けが重要です。不用意な行動によって感染を広げてしまい、発注者や同僚に迷惑をかけてしまうことが無いよう、十分に気を付けてください。

また、同僚や知人が感染したことを知った場合でも、感染者のプライバシー等を侵害することが無いようご注意ください。

どうしたら良いのか迷ったとき、困った時は、まずセンターへ相談してください。